

学校保健安全法に定める感染症への対応について

1. はじめに

学校保健安全法では、「学校において予防すべき感染症」に感染した場合の登校禁止が定められています。罹患した場合、学生は周囲への感染拡大を防止するため、通学せず、医療機関を受診し治癒するまで（医師の指示による）自宅療養することが必要です。

（参考：[学校において予防すべき感染症（こちらをクリック）](#)）

なお、これを理由とする授業の欠席が本人の不利益にならないよう、担当教員に配慮を依頼することができます。配慮依頼には、必ず本人からの申請が必要です。必要な方は、以下の案内をよく読んで、必要な対応を取ってください。

2. 新型コロナウイルス、インフルエンザに罹患した場合

2023年5月8日（月）より、新型コロナウイルス（以下、「コロナ」）は感染症法において5類に位置付けられましたが、学校保健安全法の「[学校において予防すべき感染症](#)」に該当します。また、インフルエンザも同様です。

①コロナ・インフルエンザと思われる症状が出た場合は、医療機関を受診するか、抗原検査キット（厚生労働省が認可しているものに限る ※）にて感染したか否かを確認してください

※https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html を参照。

コロナ・インフルエンザに罹患していた場合 : 下記②へ

コロナ・インフルエンザに罹患していなかった場合 : 次ページ 4へ

②コロナ・インフルエンザに罹患していた場合は、配慮申請に必須となりますので、「診断書（発症日が記載されたもの）」を発行してもらうか、「陽性判定が出た抗原検査キット」の写真を撮影しておいてください（ペンなどで検査キットに検査日・氏名を記入すること。検査キットのパッケージと一緒に撮影すること）。※診断書の発行が難しい場合は、[本ページ](#)の「[治癒証明書](#)」を印刷し、医療機関に記載いただいでください。

③症状が治癒・軽快した後に、所定の Google フォーム ※ に入力してください。

※ <https://forms.gle/Rz1RF7vJkeJbgnyZA>

・デザイン工学部事務への個別のメール・電話等の連絡は不要です。

（症状が治癒・軽快した後でないと、出席停止期間が確定しませんので、症状治癒・軽快後の入力をお願いいたします。）

④デザイン工学部事務にて、内容を確認後、「感染症罹患に伴う授業欠席等についての配慮願」を作成します。③の申請後、3営業日後にお渡しができますので、デザイン工学部窓口までお越しください（窓口取り扱い時間内のみ）。その際に、本人確認用の学生証をお持ちください。

※なお、夏季休業期間、GW、冬季休業期間明けや、罹患者急増時については、3営業日以降になる場合があります。あらかじめご了承ください。

⑤配慮願を受領後、ご自身で授業担当教員へ配慮願を提出し、配慮依頼をしてください。教員への配慮願の提出は原則手渡しとします。

※事務から教員への連絡はしませんので、必ず申請者自身が配慮願を提出してください。

※配慮の内容の判断は、各授業の担当教員になります。単位を保証するものではありませんので、予めご了承ください。

※期末試験（定期試験およびそれに準ずる試験）・期末レポートに関する配慮は、本案内とは別に手続きが必要です。

期末試験・期末レポートに関する配慮については、別途ご案内します。

※配慮願の複製は禁じます。

3. 家族など身近な方が新型コロナウイルスに罹患した場合

2023年5月より新型コロナウイルス罹患者との「濃厚接触者」という定義はなくなりました。しかしながら、感染している可能性がある点を踏まえて、ご自身で以下の対策・周りへの配慮をお願いいたします。

- ・自身の体調に気を付ける。必要に応じて、検査を受ける。
- ・一定期間（7日間が目安）不織布マスクを着用する。

4. 新型コロナウイルス・インフルエンザと思われる症状が出たが、罹患していなかった場合

出席停止とはなりません。まずは、体調第一に過ごしてください。

また検査結果が偽陰性であった可能性も踏まえ、一定期間は不織布マスクを着用するなど、周りに感染させないよう予防対策を行ってください。

また、体調不良が続く場合は、医療機関を再度受診し、適切な処置を受けるようにしてください。

5. 学校において予防すべき感染症への対応

[本ページ](#)に記載されている「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合は、上記のフローで、欠席配慮申請をすることが可能です。治癒後に医療機関による診断書または[治癒証明書（医療機関による記入が必要）](#)を取得して、申請してください。

以上